

意見募集に提出された意見とそれに対する総務省の考え方

【目 次】

- 1. 総務省の考え方に肯定的な意見…………… 1
- 2. 総務省の考え方に否定的な意見…………… 3
- 3. 行政手続に関する意見…………… 4
- 4. 本業務の態様等に関する意見…………… 5
- 5. 本業務に係る情報開示に関する意見…………… 7
- 6. 本業務の経理等に関する意見…………… 8
- 7. オリンピックの競技映像を配信する権利に関する意見…………… 9
- 8. 協会が行うインターネット関連業務に関する意見…………… 9
- 9. 本業務と協会の受信料との関係に関する意見…………… 11
- 10. その他…………… 13

1. 総務省の考え方に肯定的な意見

提出された意見	総務省の考え方
<p>【意見 1-1】「(1) 基本的な考え方」を前提としたうえで、今回の申請内容は「オリンピック放送の補完」が目的で、かつ、あくまで今回のロンドン大会の放送および期間内に限定した特別な取り組みであることから、「通信技術を利用した新たな放送サービスの技術的検討等に資するもの」との理由は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」（放送法第 20 条第 2 項第 8 号）の趣旨に合致するものと考えます。したがって、『協会が本業務を実施することは、適当である』『放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務』であると認められる』とする「総務省の考え方」の結論は妥当であると考えます。（一般社団法人日本民間放送連盟）</p>	<p>・総務省の考え方に肯定的なご意見として承ります。</p>
<p>【意見 1-2】今回、NHK がバンクーバー五輪に引き続きロンドン五輪で行うインターネット</p>	<p>(同上)</p>

<p>での生中継映像提供は、メディア開発委員会が懸念してきたNHKによるインターネットでの同時同報送信とは別のライブストリーミングである。また、あくまで同五輪の放送計画に含まれない一部の競技種目を対象に、期間中約2週間限定で行うものであることから、今回の総務省の考え方には反対しない。(一般社団法人日本新聞協会)</p>	
<p>【意見1-3】NHKが受信料に拠って獲得したコンテンツは本来放送法第15条に定められているとおり、地上放送、BS放送等の基幹放送での活用を最優先とするべきである。また、NHKのインターネット配信についても放送法第20条第2項第2号に定められた「既存放送番組等」限定されており、それを逸脱することがあってはならない。しかし、今回のロンドンオリンピック中継映像の提供に関しては、民間放送およびNHKの生中継の放送計画に含まれない一部の競技を限定された期間内で非営利且つ無料サービスとして行なうものである。したがって、放送法第20条第2項第8号「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」としての申請についてはあくまで特例的措置と見て取れることから、今回総務省が「適当」とする見解は妥当なものといえる。(株式会社TBSテレビ)</p>	(同上)
<p>【意見1-4】「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」の認可申請に対する総務省の考え方において提示されている総務省の基本的な考え方に賛成します。26競技・302種目の競技種目の全てを放送だけで国民に届けることは困難ですので、インターネットを活用して配信し、安価なコストで国民の情報ニーズに応えることは肝要なことであると考えます。(ヤフー株式会社)</p>	(同上)
<p>【意見1-5】NHKによるロンドンオリンピック一部競技のインターネット中継に賛成します。2011年3月の震災時、ニコニコ動画を通じてNHKがニュース等報道番組をインターネット中継していましたが、非常に役に立ちました。普段PCの前にいることが多くTVの前に行く回数が少なくなっている方も多くなっていると思われます。オリンピックだけでなく普段の放送、ライブラリーの公開も含め受信料を組み立てていかれますようNHKに期待します。オリンピックはそのきっかけになればと思います。(個人3)</p>	(同上)
<p>【意見1-6】今回の件もそうですが、政府機関の関係する動画、画像、音楽などの立ち位置は、現代のインターネットおよびソーシャルメディアとはかけ離れていると考えております。その差を縮めるべく、有料・無料関係なく、今回のような試みは進んで実行されるべき案件だと考えます。是非、この案件の実現をお願いいたします。(個人13)</p>	(同上)

【意見 1-7】賛成。(個人 16)	(同上)
【意見 1-8】国際大会に出場する日本人選手の姿をより多くの日本国民に伝えるためにも、ぜひインターネット中継を行なって欲しいです。世界で戦う日本人選手の姿をインターネットを通してみたいです。(個人 22)	(同上)

2. 総務省の考え方に否定的な意見

提出された意見	総務省の考え方
<p>【意見 2-1】本件業務は、放送及びその受信の進歩発達に「特に必要な」業務とまでは、認められず、認可するべきでないと思います。確かに、本件業務は、視聴者の要望に応えるものであるかもしれませんが、しかし、だからといって競技の生中継をインターネットで配信するだけでは、「放送及びその受信の進歩発達」には、関係ありません。このため、本件業務は、放送等の試験を兼ねることを申請理由としています。しかし、放送等の試験を行いたいのであれば、法第 20 条第 1 項第 3 号の業務として行えば足り、第 8 号の業務として行うことが「特に必要」であるとは、いえないと思います。その上、生放送が行われない競技であっても、録画放送を利用した民間放送業者のニュース番組や新聞等の報道等は、行われると思われまます。このため、本件業務は、これらの報道等を不当に圧迫するおそれがあると思います。更に、民間放送事業者が生放送を行わなくても、そのほかの事業者が競技の生中継をインターネット配信する事業を行う可能性もあり得ます。このため、本件業務は、このような事業の発展を阻害するおそれが大きいと思います。したがって、少なくとも、本件業務の対象を「放送」計画に含まれないものとするだけでは不十分であり、インターネット配信の予定にも含まれないものとするべきだと思います。よって、上記のとおり、本件業務は、「特に必要な」業務とはいえ、認可するべきでないと思います。(個人 2)</p>	<p>・協会は、本業務を実施することにより、配信サーバ等への一定の負荷が想定される環境の下で競技映像を配信し、新たな放送通信連携サービスの実用化に必要となる、放送により伝送されるコンテンツと通信により伝送されるコンテンツの同期技術の検証・評価を行うこととしており、本業務は放送法第 20 条第 2 項第 8 号に規定する「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」であると認められるものです。なお、他の事業者との関係については、本業務は協会における新たな放送通信連携サービスの技術的検討に資するものであり、その範囲において適切に行われるものと考えます。</p>
<p>【意見 2-2】NHK がやる意味はない。国内全域へ同じ情報を遅れるほどネット経由のラインはできあがっているモノではなく、まだまだ成長途上だ。(個人 12)</p>	<p>・本業務は協会における新たな放送通信連携サービスの技術的検討に資するものであり、放送法第 20 条第 2 項第 8 号に規定する「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」である</p>

	と認められるものです。
【意見 2-3】本件は NHK による「放送法」の勝手な拡大解釈と言わざるを得ないので、断固反対します。理由：現在の「放送法」には、NHK のインターネット事業に対する明確な規定がなく、「オリンピック中継だから」「無料だから」と、インターネット事業を拡大する事は、際限のない「放送法」の拡大解釈につながり、また、その道を開く事になります。「事業の既成事実化を根拠に、その先の法整備をする」では、順序が逆です。新規事業を拡大するなら、まず将来の展望を含めて「法整備」を先にするのが、筋と言えます。そのために、監督官庁の「総務省」があるのです。後追いで、NHK を追認するだけなら「総務省」の意味はありません。(個人 14)	(同上)
【意見 2-4】日本放送協会の「オリンピックロンドン大会に係る一部の競技の生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する業務」は放送法第 20 条第 2 項第 8 号に定める、協会が行い得る業務として、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」には全く該当しない。また、本業務について、協会は「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として申請したとのことであるが、上記のとおり、「協会は、本業務を実施することにより、新たな放送通信連携サービスの実用化に必要となる、放送により伝送されるコンテンツと通信により伝送されるコンテンツの同期技術の検証・評価を行う」というのは、協会の全くの詭弁であり、絶対に認められない。本業務は、「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」であると全く認められない。(個人 19)	(同上)

3. 行政手続に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
【意見 3-1】NHK がインターネット業務に用いるコンテンツは「既放送番組等」(放送法第 20 条第 2 項第 2 号) に限定されており、NHK は原則として未放送(放送と同時を含む)の番組・コンテンツをインターネット業務で配信することはできません。NHK の業務は放送法で規定されており、受信料財源で運営されていることから、いわゆる「附帯業務」(放送法第 20 条第 2 項第 5 号) や「特認業務」(同第 20 条第 2 項第 8 号) の範囲や解釈を安易に拡大	・本件は、協会からの申請内容や近年のメディア環境等を踏まえ、行政手続の透明性を確保する観点から、総務省において任意の意見募集として実施したものです。

<p>することは慎むべきものと考えます。その意味において、今回の認可申請に関し、意見募集が行われたことは適切であると考えます。(一般社団法人日本民間放送連盟)</p>	
<p>【意見 3-2】本業務は放送法 20 条 2 項 8 号の特認業務にあたるものであり、今回認可申請があったことは当然である。前回バンクーバー五輪のときのように無認可のままこのような業務が行われる事が間違ってもないよう、今後も厳に注意されたい。(日本テレビ放送網株式会社)</p>	<p>・協会による放送法第 20 条第 2 項第 8 号に規定する業務の認可申請に関するご意見と承ります。なお、バンクーバー五輪に係るご指摘については、協会が総務大臣の認可を要しない業務として実施したものと承知しています。</p>

4. 本業務の態様等に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
<p>【意見 4-1】本業務を認可する場合には、①あくまでロンドン大会の放送およびその期間内に限定したものであること、②本業務の対象はNHKおよび民間放送事業者による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目であることを認可証等に明記し、申請内容どおりの実施を担保するよう要望します。(一般社団法人日本民間放送連盟)</p>	<p>・協会から提出された申請書においては、本業務の内容について、「オリンピックロンドン大会において、協会及び民間放送による生中継の放送計画に含まれない一部の競技種目について、その生中継映像をインターネットを通じて一般に提供する」と記載されており、本業務の認可の効力は、申請された内容の業務に限定されるものです。</p>
<p>【意見 4-2】また、番組(コンテンツ)の提供はまず、NHKが多数保有する地上波とBS波を使って、放送で行うことを最大限に優先させるべきであり、オリンピック期間中を通して毎日20種目程度という今回の計画内容を精査し、認可に際しては、必要最低限に絞り込むことが必要と考えます。(読売テレビ放送株式会社)</p>	<p>・協会は放送を行うことを目的として設立された特殊法人であり、オリンピックの競技についても、協会が決定する放送計画に沿って適切に放送されるものと考えます。また、本業務は協会における新たな放送通信連携サービスの技術的検討に資するものであり、その範囲において適切に行われるものと考えます。</p>
<p>【意見 4-3】一般に対して提供するというのは、受信料を支払っているものとそうでないも</p>	<p>・本業務は協会における新たな放送通信連携サ</p>

<p>のとの間に多大な不公平を生む可能性がある。受信料をきちんと支払っている視聴者に対するサービスの一環として、正規の受信者としての認証を経て視聴可能とするべきであり、そのための実証試験を含むべきである。また、インターネットを通して提供するにあたって、受信装置がパソコンであれ、スマートフォンであれ、視聴可能なプラットフォームを特定の OS に制限してはならない。少なくとも市場において 10%程度のシェアを持つプラットフォームには対応すべきである。(個人4)</p>	<p>サービスの技術的検討に資するものであり、協会が本業務を実施することによって「受信料を支払っているものとそうでないものとの間に多大な不公平を生む」ものではないと考えます。</p> <p>・また、プラットフォームに係るご指摘については、本業務は協会の技術的検討に資する実験的なものであり、その範囲において適切に行われることで足りるものと考えます。</p>
<p>【意見4-4】これまでの教育分野におけるストリーム系コンテンツの P2P 配信で NHK は実績を作ってきている。近い将来に我が国でも実現しなければならない我が国において、本格的なテレビ放送のインターネット同時再送信においてネットワーク負荷を下げる取り組みを、公共放送機関が率先して行うことには大きな意義がある。民間放送を先導・率先する NHK でなければならない。一方、P2Pには様々な手法があり、既にグローバルな市場に投入されており、NHKは自社開発の方式に拘泥するべきではない。安定的でセキュリティが高く、グローバル性を持った、経済的な方式の採用に向けて、複数の方式での実験・評価を行うべきである。コスト負担の大きな CDN(Content Delivery Network)に依存することなく、あるいは、共存する形で、よりコスト負担の小さい安価な P2P 方式を検討することが、コスト削減とグローバルな競争力の獲得に貢献するものと考えられる。さらに、複数の P2P 方式を使いこなす手法を検討することは、今後の大規模災害の際にインターネットでの災害報道の同時再送信に必ず役立つことであり、特定の CDN に頼らない多様性と冗長性をもったネットワーク運用体制の確立に積極的に取り組むべきである。(個人23)</p>	<p>・協会は、本業務を実施することにより、将来の実用化が期待される新たな放送通信連携サービスの技術的検討に反映させることとしております。P2Pの方式やネットワークの運用体制に係るご指摘については、今後の技術的検討において配意されるべきものであると考えます。</p>
<p>【意見4-5】「放送だけでは全ての競技種目の映像を提供することは困難な状況」とのことですが、現時点の協会および民放各局の地上放送および BS 放送による放送計画はマルチチャンネル放送等も活用した、稠密なものとなっているのでしょうか。協会が実施しようとしているインターネット配信の形式が不明でありどのような機器で視聴できるのか分かりかねますが、インターネットを通じた映像配信は、少なくとも現時点では国民が保有するすべてのテレビが視聴に対応しているわけではなく地上放送および BS 放送に比べて視聴できない国民も多くなります。また、予約録画等の手段が提供されておらず、タイムシフト視聴することも困難です。</p>	<p>・協会は放送を行うことを目的として設立された特殊法人であり、オリンピックの競技についても、協会が決定する放送計画に沿って適切に放送されるものと考えます。また、本業務は協会における新たな放送通信連携サービスの技術的検討に資するものであり、その範囲において適切に行われるものと考えます。なお、総務省</p>

<p>協会のインターネット配信を認可する前に、協会および民放各局に対し、マルチチャンネル放送等を利用し可能な限り地上放送およびBS放送を通じて中継するよう、いま一度放送計画の見直しを促すことが必要と考えます。ましてや協会がインターネット配信することや実験結果の収集を理由として地上放送やBS放送の機会が減ることがあってはなりません。望ましくはすべての中継映像を地上放送およびBS放送で提供しつつ、その一部を同時にインターネット配信でも提供し技術的検討を実施することではないでしょうか。協会がインターネット配信を実施すること自体には賛同しますが、協会および民放各局の地上放送およびBS放送で稠密な放送計画が履行されることが条件です。(個人25)</p>	<p>は、協会に限らずすべての放送事業者の放送計画の決定に対して関与する立場にありません。</p>
<p>【意見4-6】協会によるインターネット配信が制度として放送法に背くものでない点は同意します。しかしながら協会に独占的かつ積極的なインターネット配信を許諾する根拠とはならないものと理解します。追加の費用を要する業務である限り、金額の多少にかかわらず、抑制的に実施されるべきと考えます。(個人25)</p>	<p>・本業務を認可することにより、協会に対して独占的にインターネット配信を許諾するものではありません。また、本業務は受信料を財源とするものですが、協会における新たな放送通信連携サービスの技術的検討に資するものであり、その範囲において適切に行われるものと考えます。</p>

5. 本業務に係る情報開示に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
<p>【意見5-1】あわせて、受信料財源により実施される「新たな放送サービスの技術的検討等」の結果および本業務に要した支出の詳細をNHKがホームページ等で公表することを要望します。(一般社団法人日本民間放送連盟)</p>	<p>・協会から提出された申請書においては、「実験による検証・評価の結果については、刊行物等を通じて公表する」と記載されておりますが、ご指摘のとおり、協会においては、費用の内訳を含め、本業務の結果について広く公表することが期待されるものと考えます。</p>
<p>【意見5-2】本業務は通信技術を利用した新たな放送サービスの技術的検討に資するものということで必要とされている。ただし、本業務が受信料財源で運営されている以上、その実施</p>	<p>(同上)</p>

状況についての検証・評価は刊行物のみならずホームページを含め積極的に公表されていくことを強く要望する。(日本テレビ放送網株式会社)	
【意見5-3】本業務にかかわる5000万円の費用を著しく多額ではない、とするかは見方により異なるが、いずれにせよ受信料を財源としているものであり、見込みだけでなくその結果及びその明細も公表することを要望する。(日本テレビ放送網株式会社)	(同上)
【意見5-4】今回の業務を放送法20条2項8号の「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」として総務省が認めるのであれば、業務実施後にアクセス数や費用、効果等について検証・評価を行い、詳細な報告を視聴者・国民に対して公表すべきである。(一般社団法人日本新聞協会)	(同上)
【意見5-5】ただし、受信料財源で行なう「通信技術を利用した新たなサービスの技術的検討および実証のための実験」を目的としていることから、それに係る費用および実験結果を踏まえたデータ等の詳細を開示するよう求める。(株式会社TBSテレビ)	(同上)

6. 本業務の経理等に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
【意見6-1】更に、特例として認可する場合でも、今回のインターネットによる提供に係わる業務は、番組アーカイブ業務と規定し、経理区分としては受信料勘定ではなく、番組アーカイブ勘定とすべきと考えます。今回、番組(コンテンツ)調達が放送とインターネット利用と一体で行われ、それぞれの区分が困難であるとしても、少なくともインターネットでの提供に要する5000万円の支出は番組アーカイブ業務の勘定とすべきと考えます。(読売テレビ放送株式会社)	・本業務は放送法第20条第2項第2号に規定する業務に該当するものではないため、本業務に係る費用については受信料を財源の中心とする「一般勘定」に計上されるべきものと考えます。
【意見6-2】協会の予算から考えれば5000万円という費用は著しく多額ではないのかも知れないが、それらのお金が裁判まで起こして集められたお金だということを考えれば著しく多額である。費用が新たに必要なのであれば、競技ごとにどれだけのニーズがあるのか、またどれだけの視聴率がとれるのかを市場調査してから必要な資金は有料放送(インターネットによる配信)として回収することを考えるべきである。(個人27)	・本業務は協会における新たな放送通信連携サービスの技術的検討に資するものであり、有償であることが求められるものではないと考えます。

7. オリンピックの競技映像を配信する権利に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
<p>【意見7-1】さらに、より多くの視聴者の目にとまるよう、NHKに限らずより多くの民間事業者がインターネットを活用してオリンピックの競技映像を配信できるようにするための仕組み作りを検討していく必要があると考えます。情報通信技術の発達により、インターネットを通じてテレビ放送と比べても遜色のない画質で映像を配信することが可能となっております。多くの国民がオリンピックの競技映像に接触できるようになることは、競技者や関係者のモチベーションの向上や競技水準の向上にも繋がります。配信することができる事業者を増やすことによって、放映権の一事業者にかかる負担を軽減することも期待できます。(ヤフー株式会社)</p>	<p>・国内におけるオリンピックの競技映像の配信権の取扱いについては、権利者をはじめ、放送事業者等の関係者間の調整を経て決定されるものと認識しています。</p>
<p>【意見7-2】ニコニコ動画、Ustream等、既にインターネットを通じた生中継を日常的に実施している事業者もあり、協会によるインターネット配信は、たとえ実験的なものであってもそれらの事業者と公平に実施されるべきではないでしょうか。協会にインターネット配信を認可するに際しては、国内のオリンピック放送を共同制作するジャパンコンソーシアムに対し、協会および民放各局以外のインターネット配信専門の事業者に対してもオリンピック映像の提供を開放するよう促す必要があると考えます。(個人25)</p>	<p>(同上)</p>

8. 協会が行うインターネット関連業務に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
<p>【意見8-1】NHKと民放事業者は連携し、自らの放送等を通じてオリンピック大会を国民・視聴者に広く届け伝えるために注力しています。NHKは、放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることから、言うまでもなくNHKの必須業務である地上放送、BS放送でオリンピック放送を行うことが優先されるべきと考えます。NHKが認可申請したロンドン大会におけるライブストリーミング業務(以下、本業務)は、放送番組のインターネット同時配信(以下、ネット同時配信)とはまったく性格が異なるサービスです。NHKのネット</p>	<p>・ご指摘のとおり、協会は放送を行うことを目的として設立された特殊法人であり、オリンピックの競技についても、協会が決定する放送計画に沿って適切に放送されるものと考えます。また、本業務は協会の放送番組をインターネットに同時に配信するものではなく、仮に本業務</p>

<p>同時配信構想の詳細は明らかではありませんが、民放連は「受信料支払いにおける公平感の確保」「受信料制度など現行の放送制度との整合」などの観点から、同構想に対し強い懸念を表明してきたところです。本業務が実施されるとしても、そのことはNHKがネット同時配信を実施する根拠にはなり得ないと考えます。(一般社団法人日本民間放送連盟)</p>	<p>が認可される場合であってもこうした業務の実施が認められるものではありません。</p>
<p>【意見 8-2】言うまでもなく、NHK は放送局であり、地上テレビ放送二波、BS テレビ放送二波という多くの電波を持っている。従って、これら電波媒体を最大限利活用するのが本筋であって、安易にインターネット媒体での配信を行うべきではない。加えて配信期間や配信媒体も最小限とすべきである。また、本業務によって、NHK 及びそのグループ会社が広告収入や有料課金収入、番組販売収入などを上げることは間違っても行われてはならない。さらに、民放において生中継されない競技であっても、録画中継などが行われる競技については、NHK がライブストリーミング配信を行うことは原則反対である。これらは NHK の肥大化及び民業の圧迫を防ぎ、二元体制を維持するために必要である。本業務は、放送番組の同時配信と全く異なるサービスであり、あくまで実験的な要素を含む特認業務である。よって、本業務をもって同時配信の前例としてはならない。認可証等には、本業務と同時配信とは全く別の議論であることを明記して頂きたい。(日本テレビ放送網株式会社)</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見 8-3】かねて指摘してきたとおり、テレビ設置世帯から徴収した受信料で成立する公共放送・NHK が行う業務は、放送に限定されるべきである。インターネット事業は放送の補完にとどめるべきで、その無制限の拡大はメディアの多様性、多元性、地域性と、ひいては民主主義の根幹である言論・報道の多様性を損ないかねないとする。(一般社団法人日本新聞協会)</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見 8-4】また、NHK が今後、他のインターネットサービスを実施しようとするのがあっても、それが「特に必要な業務」として、安易に認められることがないように求める。(一般社団法人日本新聞協会)</p>	<p>(同上)</p>
<p>【意見 8-5】NHK が受信料を財源に制作、購入した番組(コンテンツ)をインターネットで同時配信することは、放送法に規定されたNHKの本来の役割を逸脱し、受信料制度とも大きく整合性を欠くものです。また、NHKの肥大化と民業圧迫も招くことから、NHKのインターネット同時配信には、これまで繰り返し懸念を表明し、反対してきたところです。翻って、</p>	<p>(同上)</p>

<p>今回のNHKの申請内容は、国内で放送しない競技種目のみに限定して、ストリーミング方式により国内に限定して提供するとされており、上述のインターネット同時配信とは異なるものです。従って、オリンピックが国民の関心が非常に高いイベントであり、競技の視聴機会をより多く提供すべきという理由等も考慮され、特例として認可される場合でも、あくまで今回限りとし、インターネット同時配信の前例とならないよう、その旨を明記すべきと考えます。(読賣テレビ放送株式会社)</p>	
<p>【意見 8-6】そもそも NHK 設立時に無線放送により全国にあまねく放送を行き渡らせる使命のため、独自の送信設備を設置して業務を運営するから受信料を独占的に享受しているのではないか。NHK のインターネット放送は本末転倒であり、これを既成事実としてインターネットに同時放送し、インターネットにつながるコンピュータに対して受信料を発生させる布石とするのは本末転倒であり、絶対に認められるものではない。また民間放送業務を圧迫する。(中略) NHK は無線放送によりあまねく放送を行き渡らせるのであり、NHK のインターネット同時放送は不必要である。(個人 8)</p>	(同上)
<p>【意見 8-7】どうせなら一部ではなく実験的に全部をインターネットストリーミング放送してみたらどうか。私の場合は現時点で既に、地デジを地上波では受信出来なくなっていることもあり、視聴をインターネット経由で出来れば幸いと考える。(個人 10)</p>	(同上)

9. 本業務と協会の受信料との関係に関する意見

提出された意見	総務省の考え方
<p>【意見 9-1】チューナー搭載パソコンはともかくインターネットにつながってるパソコンまで放送受信機能があると判断されなければ賛成ですが受信料徴収の足がかりとするのなら大反対です。(個人 7)</p>	<p>・本業務を認可することにより、放送法第 6 4 条第 1 項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。</p>
<p>【意見 9-2】放送法の放送の定義が無線から電気通信に変更されたが、インターネット同時放送を行いコンピュータに受信料を発生させるものではない。コンピュータは、そもそも放送の受信を目的としない受信設備であることが明らかであり、NHK のインターネット同時放送は</p>	(同上)

<p>受信契約を伴わないことを総務省が明示すべきである。スクランブル技術により NHK と契約した世帯のみが NHK の放送を受信できるようにすれば不公平や問題を解決できると思われる。しかしグレーのままインターネット同時放送は許可すべきではない。(個人 8)</p>	
<p>【意見 9-3】NHK がインターネットに進出すること自体に反対です。NHK がインターネットに放送を流して「NHK と契約させられて受信料を請求される」流れになっては嫌過ぎますので。NHK が BS や地デジで「スクランブルを導入」して、NHK を利用する家庭にのみ受信料を請求するというなら話は判るのですが、それをせずに「NHK みられる設備があるなら NHK 見なくても金払え！」などとのたまっている現状では・・・インターネットに放送を流す事によってネット利用者からも受信料を巻き上げるための布石にしか見えませんので。(個人 9)</p>	(同上)
<p>【意見 9-4】まず、NHK が従来の放送波だけでなく、インターネットを通じて番組を配信することは、現行の放送法の規定上、認められないことであり、法令遵守の観点からも大きな問題がある。しかしながら、グローバルなメディア環境の変化や国民へのインターネットの普及度を鑑みれば、「ロンドン五輪」という世界的な関心事の生中継を、NHK がインターネットを通じても視聴できるようにすることは、一般国民の利益に反するものではない。ただ、今回の事例をきっかけに、今後も NHK がなし崩し的にインターネットによる番組の配信実績を作り、それに乘じて近い将来、インターネットに接続できる環境にあるというだけで、TV 受像機を所有していない世帯や事業所に対してまで、NHK との契約義務を課すことを可能とするような制度変更を行う可能性があるなら、話は全く別である。仮に、今回の「ロンドン五輪のネット配信」が、インターネットユーザーを現行の放送法 64 条が規定する「協会の放送が受信可能な受信設備を設置した者」と同様にみなして、NHK 受信料の一律課金対象に含めることを正当化するための「既成事実化」の手段として使われるのであれば、それは国民に対する重大な背信行為である。したがって、「ネット接続者への一律的な受信料課金」が、未来永劫行われたいという確約がなされない限りは、放送法の規定に違反する疑いが極めて強い、NHK の「オリンピックの生中継映像をインターネットを通じて配信する事業」を総務省が認可することは許されないことだと考える。(個人 11、17、18)</p>	(同上)
<p>【意見 9-5】ネット回線の受信料請求の布石にオリンピックまで利用するとは。東電と同様に性根を叩き直す必要ありです。民放と変わらない nhk など必要ありませんし他にやるべき事</p>	(同上)

があるはずです。(個人15)	
【意見9-6】協会の目的は、将来インターネットにも不当な受信料の課金を目指す、意図が伺えるものであり、日本放送協会の設立の目的からも大きく逸脱するものである。(個人19)	(同上)
【意見9-7】基本的には、反対です。現在の受信料について、ワンセグ携帯を含む受像機を設置している場合は視聴していなくても支払い対象となる事から、今回の施策はパソコンを所有している場合も受信料の支払い対象と拡大する為の物と思えてなりません。ご存知の通り、地デジ化対応テレビはユニークな番号を持つカードにより映像視聴の可否が操作可能です。ガス水道等と同様に受信料未払いであれば電波を止めるという方式に変更しなかった事が殊更疑いを深めます。(個人20)	(同上)
【意見9-8】現行の放送法の限り認めるべきでない。何故ならば、NHKは放送法を拡大解釈し、NHKの放送を受信可能な設備を有すれば受信契約をしなければならないと主張しているからである。そのような主張をする事業者がインターネットに放送を流せば、インターネットに繋がる設備を有すれば受信契約をしなければならないと主張するに違いない。現在、インターネットはNHKと全く関係無く成立しているのであり、インターネットのユーザに受信契約の義務が発生するとNHKが主張するとすれば著しく公正を損なうと言わざるを得ない。(個人21)	(同上)

10. その他

提出された意見	総務省の考え方
【意見10-1】消費税の逆進性から意見があります。NHKは税金から運営できませんか。通信事業の拡充からどこでも受信できる体制を整えるのに税金を使うべきかと思えます。ワンセグよりも地デジで移動体受信出来る体制を整える事が重要かと思えます。視聴者が増えますし、海外から参加したいテレビ局も居られるかと思えます。地デジを世界に開放しては如何でしょうか。今の千チャンネルが足りないなら拡充すべきかと思えます。宜しくお願い致します。(個人1)	・本意見募集の対象に対する直接のご意見でないため参考意見として承ります。
【意見10-2】インターネットの情報は、電波ではありません。これを電波法で扱うのは無理です。そもそも国民の受信料で行っている事業にもかかわらず、インターネットは世界中に	(同上)

<p>繋がっていますので、受信料を払って いない人に行われるサービスなので、絶対に行ってはいけないサービスです。NHK がどうしてもインターネットで放送を行うということであれば、電波事業の停止が前提です。つまり、NHK 廃止が前提です。これからは、一民間企業として、自分でお金を稼いで、まともな民間企業となって、行っていって行くべきです。そもそも、NHK が必要とされる時代は、とっくに終わっています。最近では無料の民放の番組のほうが、はるかに優秀です。国民の間では、低レベルで、ほとんど見てもいないNHK に高い受信料を払わされている不満が、くすぶっています。無料の民放放送で十分ですし、最近ではNHK が民放のまねをした番組が横行しているというのが現実です。これを機会に、NHK を廃止し、国民負担を減らすべきではないでしょうか。国税を一切使わなくても、景気対策にも、貢献できます。(個人5)</p>	
<p>【意見10-3】NHKって韓国韓国うるさいのですが。特にMUSIC JAPANという歌番組とか、公式雑誌のステラに韓国人が多すぎます。ひょっとしてNHK職員って在日韓国人、もしくは帰化人だらけなのではないでしょうか？また、ニュース番組では必ず不自然な形で韓国を入れます。例えば5月2日には「韓国で交通事故が発生。2人死亡」とか、今日は「韓国のカラオケ店で火災。客が死亡」とか。去年は「韓国で白菜が不作。キムチづくりに影響が」とかいう意味不明なニュースもありました。そして、K-POPアイドルや韓国ドラマの宣伝を行います。例えば(2012年1月13日『あさいち』という番組でチャングンソク主演の「きみはペット」を「いち押し」のドラマとして紹介し、揚句には「是非観て下さいね」と紹介する有様。ちなみに「きみはペット」はロッテエンターテインメントの制作ですが、広告費的な物でも貰っているのでしょうか？NHKは。いずれにしてもおかしすぎます。国鉄、日本電電で行った通り、NHKは一回解体してください。もはや韓国の放送局になっているのですから。(個人6)</p>	(同上)
<p>【意見10-5】このような不当な試みを断固として禁止するとともに、鹿児島で発生したNHK委託職員によるBS契約書偽造事件にみられるNHKの受信料徴収至上主義を改めさせることが最も国民の為に重要な政策と思う。そのために、地上波、衛星波全てのNHK放送にスクランブルを掛け、受信契約は視聴者自らが申し込む形態に改め、NHK委託職員による勧誘を全廃して、BS契約書偽造を阻止するとともに、NHK委託職員による勧誘に掛かる経費を削減して、受信料値下げの原資とすべきである。(個人19)</p>	(同上)

<p>【意見10-6】そもそも、NHKはテレビ放送創成期におけるリーダー的存在でしたが、その主な目的は既に達成されているばかりか、外国資本等の参入により人心を惑わす悪しき存在と成り果てています。NHKは取り潰すなり分割民営化するなりが適当だと思いますので実施かたよろしくをお願いします。なお、オリンピックには間に合わない事と思われるので、(1)映像ファイルをダウンロード可能とすること。(2)その映像ファイルをYouTube等への自由なアップロードを可能とすること。(3)海外からの視聴及びダウンロードも可能とすること。を暫定措置として要望致します。(個人20)</p>	<p>(同上)</p>
---	-------------